

# index

## ■今月のラインナップ P1~8

- ◎2024年1月から始まる新NISA制度 どう変わる?
- ◎令和5年度の税制改正にて「相続時精算課税」が変わります!!
- ◎インボイス制度導入円滑化ための措置
- ◎CASH RADAR PBシステム インボイス制度への対応状況
- ◎資金繰り改善に取り組んでみませんか?
- ◎所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額について
- ◎補助金情報のご案内
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

## ■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが  
今月もお客様のためになる  
コラムを連載します。

## ■今月のお客様紹介 P10

- ◎CoCo 壱番屋 ◎あさひ農園
- ◎エバーグリーンゴルフレンジ



かなた税理士法人 代表社員  
**中野 隆二**

3月になりました少しは暖かさを感じる今日この頃でしょうか。顧問先様関係者の皆様におかれましては元気で活発に行動されておりますでしょうか。もうすぐ新年度になりますが、そのご準備が有られる方そちらは万端でしょうか。いろんな心配が浮かびますが一先ず私はそれなりに何とかやっております。

変な挨拶となってしまいすみません。税制改正やら専門のお話をすべきと思いましたが紙面の都合でほんの概略のみのお伝えでは返って失礼と察し、そちらは専担者にお任せして相変わらずの我が家のお話をいたします。母屋の隣に物置代わりに使っている小屋がありまして、そこの天井をドタドタと走り回る音が聞こえてきました。一匹ではないらしくまたネズミよりも大きいものと推測されます。よつてネットで調べてみたら、イタチ、ハクビシン、アライグマ?がヒットしてきて、仕方がないので害獣駆除の業者に調べていただきました。結果はハクビシン、天井裏にフンがいっぱい、証拠写真をいただきまして早速駆除をお願いしました。捕獲代金はどういうものではないのですが、再侵入防止処置や清掃消毒処置でけっこうな金額見積を頂きました。写真は捕獲用の罠(エサはリンゴ)、残念ながら?この原稿の締め切り日までには捕獲できておりません。夜のジョギング時にハクビシンやタヌキをたまに見かけることがあるので、何となく親しみを感じ内心では捕獲されず生き延びてくれたら良いなど願っています。写真のハクビシンは私が撮ったものではなくネットから借用、コウモリの赤ちゃんはかなり前ですがこの小屋の軒下から落ちてきてそれを子供が取ってきたときの写真です。変なものいっぱいの我が家です。



**2023**  
**3**  
**March**

**VOL.13**

発行日:令和5年3月1日  
(平成22年1月創刊)

 かなた税理士法人



# 2024年1月から始まる新NISA制度どう変わる?



監査第一事業部  
課長 金子 俊一

◎令和5年度税制改正大綱でNISAの改正が決まりました。

岸田内閣が掲げる「資産所得倍増計画」は、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、その投資で企業が成長し、家計も金融資産が増やせるという好循環を期待している制度です。

よって、今回の改正でNISAの抜本的拡充・恒久化が盛り込まれました。  
2024年スタートの新制度のNISAがどう変わるのかを解説します。

◎現在のNISAには「一般NISA」「つみたてNISA」「ジュニアNISA」の3種類があります。これら3種類のNISAは2023年末で買付が終了し、2024年から新しいNISAを利用して投資をします。

	現行NISA		新しいNISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
投資可能(買付)期間	2023年末で買付終了		2024年からいつでも可(恒久化)	
非課税期間	20年間	5年間	無制限	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
生涯投資上限	800万円	600万円	買付残高(取得時の価格)1,800万円 【うち成長枠1,200万円】	
投資商品	国が定めた基準を満たす投資信託・ETF	上場株式・ETF REIT・投資信託	国が定めた基準を満たす投資信託・ETF	上場株式・ETF REIT・投資信託
両制度の併用	不可		可	
売却枠の再利用	不可		可	

現行の一般NISAでは、5年を経過すると非課税期間が終了してしまうため、

再度5年間の非課税枠へ商品を移す必要がありましたが、

新しいNISAでは期限を気にせず、将来非課税でなくなる心配も必要なくなりました。

いつまでも運用益非課税の恩恵を受けられるのはうれしいですね！



現行の「つみたてNISA」の年間投資枠は40万円で毎月定額を積み立てて

非課税枠上限分使い切ろうとする場合、33,333円と割り切れない金額で問題もあったようですが、新しいNISAでは年間投資枠が120万円に変更されたことで、毎月10万円を投資することで年間投資枠を使い切ることができます。

新しいNISAの生涯投資枠は「再利用」が可能なため、例えば1,800万円の非課税枠全てを使い切っている人が120万円売却した場合、再度120万円分の非課税枠を利用できるようになりました。

ただし、年間投資枠以上の投資はできないため、

すでにその年の年間投資枠を使い切っている場合には注意が必要です。

NISA制度を利用するには、NISA口座を開設する必要があります。

現行のNISA口座を開設していれば、手続き不要で新NISAを利用できる証券会社もあるようです。

今回の改正で、とても利用しやすい制度となりましたので、是非利用してみてください。



# 令和5年度の税制改正にて 「相続時精算課税」が変わります!!

## そもそも「相続時精算課税」とは??

これは贈与と相続の関連することで、簡単に説明しますと…  
贈与はあげた時に110万円(基礎控除)までなら税金がかからず、それ以上の金額分を贈与すると受け取った方が贈与税を納税します。これを暦年贈与といいます。



相続時精算課税は上記の贈与に対する特例で、基礎控除はないですが、2,500万円までは何回贈与しても贈与税がかからない代わりに、贈与した金額全てを相続が発生した時に、相続財産(亡くなった時の亡くなった人のその時の財産)に加算して、相続税が計算される制度です。この場合納税が発生しなくとも必ず申告を行う必要があります。

相続時精算課税と暦年贈与は一緒に使うことはできず、いったん相続時精算課税を選択すると途中から暦年贈与に変更することはできません。

## 今回の改正でどう変わったのか?

相続時精算課税を選択しても1年間の贈与額が110万円を超えるければ、贈与税もかかりませんし、申告も不要となりました。また、年間110万円までの贈与分に関しては、相続時に相続財産に加算しなくても良いことになりました。

※ただし、一度選択したら暦年贈与に変更することができないのは変わりません。

## どちらを選択した方がメリットがあるのか??

ケースによりけりだとは思いますが、考え方としては下記のようなイメージになると 思います。

### ●暦年贈与がおすすめの方

年間110万円超の贈与を行った後、7年間健在でいる自信がある

※7年間である理由は、暦年贈与の場合でも相続発生時より前7年間分の贈与は相続財産に加算されるためです。

### ●相続時精算課税がおすすめの方

相続財産が非課税枠内でおさまり、相続税が発生する見込みのない方で、一気にまとまった金額の贈与したい方。

今まで、暦年贈与と相続時精算課税制度では圧倒的に暦年贈与が利用されてきましたが、この改正を機に今まで通りではなく、どのような贈与の方法が一番良いのか検討してみるのも良いかもしれません。

ご不明な点等ございましたら、監査担当者までご相談ください。



## インボイス制度 導入円滑化ための措置

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度について税制改正大綱が発表されておりますので抜粋して掲載致します

### ①小規模事業者の負担軽減措置

免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する措置が3年間(令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日に属する各課税期間)設けられます。※本来であれば免税事業者が課税事業者を選択する場合に適用可能となります。

**例) 売上 550万円（内消費税 50万円）仕入 110万円（内消費税 10万円）**

- (1) 原則課税の場合・・・50万円 - 10万円 = **40万円**
- (2) 簡易課税（サービス業）の場合・・・50万円 - 25万円※ = **25万円**  
※50万円×50% = 25万円 業種によって%は変動します  
卸売業90% 小売業80% 建設業、製造業70% サービス業50% 不動産業40% その他60%  
どの業種に該当するかは各担当者にご確認ください！
- (3) 特例の場合・・・50万円 - 40万円※ = **10万円**  
※50万円×80% = 40万円

卸売業以外は  
特例を活用した方が  
有利になります

### ②中小事業者等の事務負担軽減

中小事業者の事務負担の軽減の観点から、令和5年10月1日から6年間、税込1万円未満の課税仕入について帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

### ③少額な返還インボイスの交付義務の見直し

当方で負担する振込手数料のような少額な値引きを行った際には本来返還インボイスの交付義務がありますが、事業者の実務に配慮し、令和5年10月1日以後の税込1万円未満の値引き等は交付不要となります。

こういう場合はどうなんだろう、どうすればいいんだろうと悩んだら  
各担当者にご相談ください！

一緒に改善策を考えていきましょう！

# CASH RADAR PB システム インボイス制度への対応状況

2023年10月から開始されるインボイス制度につきまして、CASH RADAR PBシステムでは以下のように対応しています。ご不明な点がございましたら、弊社担当者にご質問ください！！

## ①適格事業者の情報登録 □ 2022年11月30日リリース済

### 【取引先設定】メニュー

- ・適格区分「免税」or「適格」を設定する適格区分欄、ならびに番号欄を増設(番号は不整合チェックあり)
- ・インボイス対応を機に取引先マスターを再整備するお客様を想定し、CSVファイルからの上書きインポート機能を追加
- ・仕訳日記帳メニューなどの画面上部[取引先登録]ボタンからの新規作成も可能



### ポイント

取引先に適格区分を設定しておくことにより、2023年10月以降の仕訳入力において経過措置適用可否のチェックが行われるようになります。(下記②参照)

## ②経過措置取引の仕訳入力(2023年7月リリース予定)

日付 登録No.	摘要 取引先	借方科目 補助科目	消費税 部門	金額 消費税金額
2023/10/01 180	販促チラシ作成 ナカノラボ株式会社	販売促進費 ナカノラボ	課仕入 10% 内税 共通	330,000 30,000
2023/10/08 181	パンフレットイラスト 山田 京子	販売促進費 山田京子	課仕入 10% 内税 共通	330,000 24,000

2023年10月以降の仕訳入力イメージ  
適格事業者(上)免税事業者(下)。消費税区分に依らず、新規追加の経過措置区分で消費税額が算出されます。

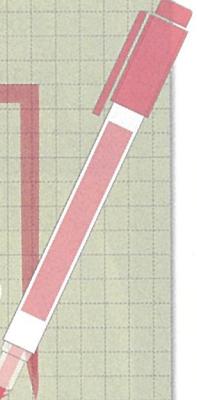
### ポイント

消費税欄に[敵]、[80(50)]の経過措置区分が新設されます。  
この経過措置区分により消費税額を算出する動作となりますので、経過措置用の消費税区分は増設いたしません。  
経過措置区分は基本情報設定[消費税]タブにおいて各会社データごとに初期値(適/80)を設定しておくことが可能です。  
また、上記①取引先マスターとの連携により経過措置の適用可否チェックも行われます。これら新機能により、従来の入力方法を変えることなく、インボイス経過措置の処理をスムーズかつ確実に行えるようになります。

引用 CASH RADAR PB システム サポートページ  
リリース情報 インボイス制度の対応につきまして  
<https://www.cr-pbs.com/news/20221110/>



## 資金繰り改善に 取り組んでみませんか？



コロナ融資の元金返済開始以降、  
**現預金の残高が、減り続けていませんか？**  
その場合は、**要注意**です。

コロナ借換保証制度など、資金繰り改善に向けた国の施策が、この1月10日に  
**改正**されました。  
改善を図る機運が高まってきています。  
この好機を活かしましょう！

かなた税理士法人では、経験豊富な金融機関出身者が、資金繰り相談に応じて  
います。  
必要に応じ、金融機関との交渉も実施いたします。

お気軽にお問合せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤



# 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額について

所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額については、翌年度分の個人住民税から控除されます。厳しい経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化し、景気浮揚の突破口にしようという狙いから、所得税における最大控除可能額を過去最大規模に引き上げ、中低所得者層の方への実効的な負担軽減となるようするものです。

## 1 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）制度の概要

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）は、個人が、国内において住宅の取得等をして、これらの家屋を令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の取得等に係る住宅ローンの金額を有するときは、原則として、その居住の用に供した日の属する年以後10年間（※）の各年のうち、その人のその年分の合計所得金額が一定金額以下である年について、その年分の所得税（国税）の額から、一定の住宅ローン控除額（住宅借入金等特別税額控除額）を控除するという制度です。

## 2 所得税（国税）から引ききれなかった住宅ローン控除額の取扱い

上記1.の規定による住宅ローン控除額は、原則として所得税（国税）から控除されますが、引ききれなかった部分については、令和20年度までの各年度分の個人住民税（地方税）に限り、その引ききれなかった金額のうち一定額を、翌年度の個人住民税から控除することになります。

### 個人住民税の住宅ローン控除額の計算方法

$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額} = \text{所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

※上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）」を超えた場合や特定取得等の場合には、控除額が変わります。

制度についてのご質問は監査担当者にご相談ください。

# 補助金情報のご案内

2022年12月2日に令和4年度第2次補正予算が成立し、中小企業関連の内容について  
補助金等をまとめてみました。該当する事項があるかぜひご確認のうえ、ご活用ください！

## ① 事業再構築補助金

### 【補助対象経費】

建築物・機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等(一部の経費には制限あり)

### 【補助対象要件】

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関(当社は該当)や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
- ②補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3~5%(申請類型により異なる)以上増加等

### 【補助金額・補助率】

成長枠・産業構造転換枠・物価高騰対策枠等により異なり、1,000万円～ 補助率は1/2～3/4

### 【公募開始予定期】

令和5年3月下旬ごろ



## ② 中小企業生産性革命推進事業補助金

### (1)ものづくり補助金

#### 【補助対象経費】

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等大幅な負上げに取り組む場合は  
補助上限の引上げ

海外ブランディング費等を対象経費に追加

温室効果ガス排出削減の取り組みに応じて補助上限を3段階に分け、グリーン枠を拡大

#### 【補助金額・補助率】

通常枠・デジタル枠等により異なり、750万円～2,000万円 対象経費額の1/2以上

#### 【公募開始予定期】

令和5年3月24日(金)

### (2)小規模事業者持続化補助金

#### 【補助対象経費】

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援(特に赤字など業況が厳しい中でも、  
負上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援)免税事業者からインボイス発行事業者に  
転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援

#### 【補助金額・補助率】

50万円～200万円、 対象経費額の2/3以上

### (3)IT導入補助金

#### 【補助対象経費】

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援  
インボイス対応に活用可能(安価のITツールの導入でも利用可能)

#### 【補助金額・補助率】

5万円～450万円、 対象経費額の1/2～3/4



## ③ その他

- ・事業承継・引継ぎ補助金(事業承継・引継ぎにかかる設備投資や販路開拓、専門家活用、廃業費等を支援)

事前申請等必要なものもありますので、動き出す前に一度ご確認してみてはいかがでしょうか？

(資料参照:中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html> )

# 相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わらるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。

専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせて頂きます。

## 1.相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

### 相続対策の3本柱

#### 分ける

財産分割をスムーズにする

#### 納める

納税をスムーズにする

#### 下げる

相続評価を下げる

### 所有資産に対する現状分析(現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

## 2.会社状況を把握してベストプラン提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまなもので事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

#### 後継者問題

#### 会社支配権の問題

### 会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせて頂きます!

# 今月のコラム



かたな税理士法人

## 日銀の政策変更で中小企業融資の影響について

12月20日に日銀が開いた金融政策決定会合で、これまで続けていた大規模な金融緩和策の一部見直しを発表しました。0.25%程度に制限していた長期金利の上限を、0.5%程度まで引き上げるというものです。これにより金利上昇の余地も広がることになり、「事実上の利上げ」という声も上がり、この経済が低迷した時期の利上げという発表内容は事前に予想されておらず、市場にとっては大きなサプライズとなり、日銀の発表後、日経平均も急落し、さらには、ドル円相場は一時130円台まで一気に円高に振れました。日本経済環境の将来に不安がよぎる結果となりました。

日銀の黒田総裁は「実質の利上げではない」と説明したものの、金融市場は、日本の金融緩和政策の転換点と捉えて、その後も動搖が続き、今後の経済に悪影響を及ぼす決定だという否定的な意見も多く聞かれています。果たして、この日銀の政策転換は中小企業の融資に対して、どのような影響を及ぼすのか、今後の動向を注視しなければなりません。

かたな税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社  
高崎総合コンサルタント

## 群馬事業研究会、通称「ぐんじけん」のご案内

毎月第2木曜日の16:00~18:00の2時間、「ぐんじけん」という異業種交流会を、かたなグループの研修センターで開催しています。会員企業様は現在10社。小売業、飲食業、サービス業、製造業、農林水産業など他業種にわたる会員さんと月に1回の勉強会を兼ねて、お互いの情報交換・交流を図っています。

月1回の勉強会(月例会)では、毎月テーマを選定し、経営に役立つ内容から社会情勢のトピックまで幅広いジャンルについて見識を深めています。また、年2回、懇親会を開催し会員相互の親睦を深めています。

今年度(2022年11月~2023年10月)は、「マーケティング」と「計数管理(財務分析)」を中心にお送りしております。そこに絡めて、「中小企業政策」や「社会情勢と景況」の最新情報もお届けしています。また、会員さんのご希望でテーマを選定することもあります。

今後のラインナップは、3月9日「BCP&計数からみる中小企業政策(2本立て)」、4月13日「おもしろいほうのマーケティング」、5月11日「地政学的マーケティング」です(内容は予告なく変更することがございます。ご了承ください)。

会費は月額5000円(税別)、入会金無料です。なお、見学を兼ねたお試し参加は無料です。興味を持たれた方は一度見学にいらしてください。お待ちしております。

株式会社 高崎総合コンサルタント コンサルティング事業部 部長  
群馬事業研究会 主幹  
萩原 義昭

株式会社  
エフピース

## 生命保険お見直しのタイミング

現在お入りの生命保険はどのぐらい前に入られたものでしょうか?

社会人になったとき、ご結婚されたとき、お子様が生まれたとき、マイホームを建てたとき、お子様の手が離れたとき等、生活環境の変化に応じてお見直しされることをお勧めします。

また概に生命保険と言いましてもたくさんのメーカーが、たくさんの商品を出していますし、死亡保障や医療保障、介護や個人年金保険のように積立の保険と、あれやこれやと聞いているだけで嫌になってしまうと思います。

保険を見直す時に大切になってくるものが「何のために」「いくら」「いつまで」の3つです。  
まず「何のために」です。

物にかける保険は想像がつきやすくわかりやすいです。

免許を取り自動車を購入したので交通事故等に備えて自動車保険に入る。マイホームを購入したので万が一の火災や自然災害等に備えて火災保険に入る。車や持ち家がないのに自動車保険や火災保険に入ろうなんて思いません。

生命保険も考え方は一緒です。

独身の時とご結婚された後では心配事が違ってきて当たり前ですし、お子様が何人いて何歳か、さらにはご自身のご年齢、性別によっても変わってくると思います。

「何のために」が見えてくると、それに応じて「いくら」「いつまで」必要かも自ずと見えてきます。

毎月毎月払っている保険料、どんな保障にいくら払っているか?

保障が重複してて保険料がもったいなかったり、逆に保障が薄すぎていざという時の備えになっていたかったり…まずは整理をしてみましょう。

ぜひ弊社のライフプランナーにご相談ください。

相談料等はかかりませんのでご安心して、まずはお気軽にお問い合わせください。

ご相談お問い合わせ(フリーダイヤル)

0120-431-413

株式会社 エフピース 島田 昌一

お客様

# 耳より!! 情報



企業様昼食、各イベントに!  
キッチンカーによる出張販売☆承り中!!



CURRY HOUSE  
**CoCo壱番屋**



◆ 高崎倉賀野町 ◆  
TEL:027-347-4481  
群馬県高崎市倉賀野町4676-4



◆ 高崎筑縄町 ◆  
TEL:027-370-2578  
群馬県高崎市筑縄町50-7

## あさひ農園

パワーセンター魚勝(榛名店)にて  
いちご、ふきのとう販売中!!

住所: 高崎市中里見町 373



高崎市宮沢町1782-1にて  
いちご栽培直売中です!



高崎市上室田町にて  
ふきのとう栽培中!

是非ご賞味ください!!



## Ever Green Golf range

\*ニューサンピアゴルフ場は  
「エバーグリーンゴルフレンジ」に改称いたしました

私たちはエバーグリーンゴルフレンジです  
あなたも **EGG** でゴルフをしませんか  
皆様のご来場をお待ちしております

\*「かなたくん」を見ました」と言っていただいた方、  
当日の入場料(¥300)が無料になります!!  
期間: 2023年4月28日まで

ブリヂストン  
R&A公認  
ツーピースボール  
使用

年会費  
無料

1球単価  
7.5円~

\* IC カード発行手数料 300 円 \* 1 球単価は曜日・時間によって変動します

営業時間 6:00 ~ 23:00 (最終受付 22:30) お問合せはこちら ⇒ 027-353-1107  
エバーグリーンゴルフレンジ 〒370-0015 群馬県高崎市島野町1333 URL: www.newsunpia.com

# 株式会社 エフピー・エス 移転

電話番号：027-395-4891 FAX 番号：027-395-4892

住所：〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階

前の事務所から  
750 メートル  
車で3分で着きます。



この度、事務所を移転することとなりました。  
2023年1月30日（月）より新事務所にて業務を行います。  
住所のみでなく、電話番号およびFAX番号も変更となります。  
登録されている皆様にはお手数をお掛けいたしますが、  
登録の変更をお願いいたします。  
何卒ご高承の上、一層のお引き立てを賜りますよう  
お願ひ申し上げます。

株式会社 エフピー・エス  
代表取締役社長 引田 均



## 委員会メンバーのひとりごと!?

### 編集後記

- 伊勢崎 晋平：次は何のお菓子を作ろうかーと悩む今日この頃です。  
松橋 伸吉：鼻炎が悪化し苦しい日々を過ごしていました。鼻、交換したいです。  
佐藤 俊彦：今年の確定申告ではやはりインボイス登録の相談が多くかったです。  
相良 ことみ：入社して1年になります。来年は作業時間を意識して頑張ります。  
酒井 啓輔：小さい子供複数×コロナ=破壊力絶大。生還できて良かった。  
今井 晃司：【毎日がおもしろい】そう思い込む。なんとかなるさ！  
相澤 義宏：花粉症の季節は辛いですね。早く終わることを願っています。

## かなた税理士法人グループ

■ かなた税理士法人 ■ 本社矢中事務所  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245  
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 問屋町事務所  
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル  
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591  
URL <https://takahashi.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 大宮支店  
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514  
押田ビル2F  
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

■ 株式会社  
高崎総合コンサルタツリ  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

■ 株式会社  
エフピー・エス  
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階  
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892

かなたくん  
vol.13(3月号)  
令和5年3月1日 発行  
〈発行部数〉  
600部  
〈製作編集〉  
かなたくん委員会